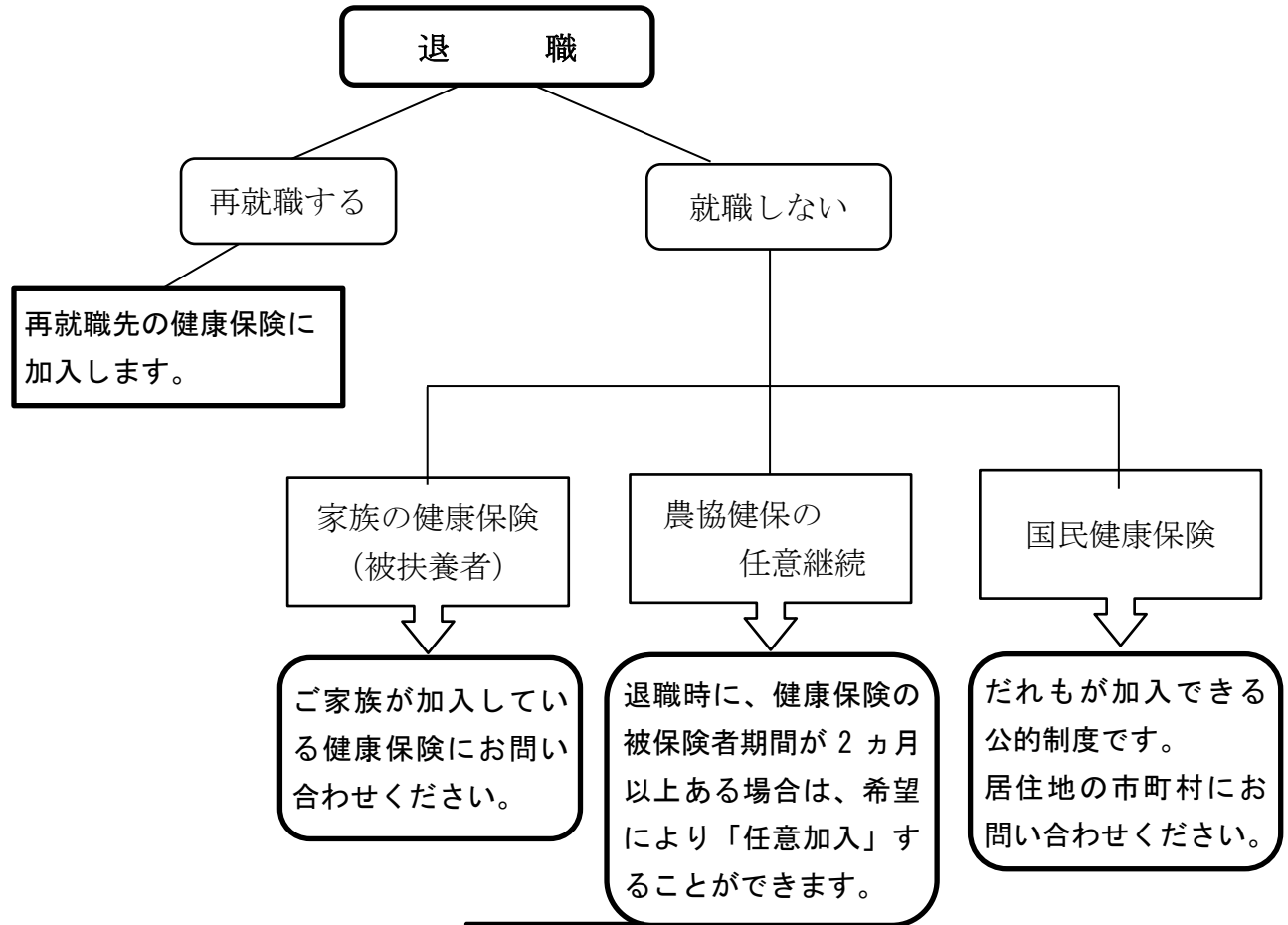


退職者の方へ 滋賀県農協健康保険組合からのご案内

～退職後の健康保険～

在職中の健康保険証は退職日の翌日から使えなくなるため、健康保険の切り替え手続きを速やかにしなくてはなりません。

退職後の健康保険にはいくつか選択肢がありますが、加入する前によく比較のうえ、お手続きください。



〈任意継続保険について〉

再就職の予定がない場合などにより、退職後もひき続き農協健康保険に加入したいときは申請により、原則として2年間を限度に被保険者の資格を継続することができます。

被保険者・被扶養者ともにこれまでと同じ保険給付が受けられますが、保険料は今までの事業主負担も含めて全額被保険者負担となります。

- また、加入されますと
- ・40歳以上の方の生活習慣病予防健診
 - ・インフルエンザ予防接種助成（65歳未満）
 - ・「のうきょう健保」（年2回）配布が受けられます。

※納付方法には、毎月納付（自動振替）、半年前納、一年前納があります。

（資格取得時のみ選択することができます。）

※振込手数料が発生する場合はすべて自己負担となります。

※任意継続保険料は、退職時の標準報酬月額で決定します。上限は月額32万円です。

（令和6年4月現在）

（裏面に続く）

●手続き●

- ・退職後20日以内に滋賀県農協健康保険組合へ「健康保険任意継続保険者資格取得申込書」を提出してください。
- ・再就職が決定した場合は速やかに滋賀県農協健康保険組合までご連絡ください。
- ・在職中にご家族に被扶養者がおられ、引き続き加入を希望される場合は、「被扶養者異動届（追加）」に必要書類を添付してご申請ください。

〈任意継続の資格喪失について〉

加入できる期間は最長で2年間です。

ただし、次のいずれかの事由に該当するときは資格を失います。

1. 就職により他の健康保険に加入した場合
2. 被保険者本人が死亡した場合
3. 納付期限までに保険料を納めない場合
4. 後期高齢者医療制度に該当した場合
5. 本人の希望により資格喪失したい場合

※任意継続の加入期間中は「国民健康保険に加入する」または「ご家族の被扶養者になる」という理由では資格喪失事由には該当しません。したがって脱退を希望される場合は、上記5により申出をいただいた翌月1日での喪失となります。

〈保険給付について〉

在職中と同様の保険給付が受けられます。具体的には療養の給付、療養費、出産育児一時金、埋葬費、高額療養費などがあります。ただし、傷病手当金、出産手当金はありませんが、資格喪失前に被保険者期間が1年以上ある方で在職中からの継続給付の要件を満たす場合は給付対象となります。

〈その他の手続きについて〉

☆任意継続被保険者の住所・氏名、被扶養者に異動があった場合等、届出用紙を送付いたしますので、ご連絡ください。※お届けをいただいてからの変更登録となります。

☆任意継続被保険者証がお手元に到着する前に医療機関をご利用される場合は、窓口にて「任意継続保険の手続き中」である旨申し出てください。万一旧保険証を使用した場合、または全額支払いされた場合は「任意継続被保険者証」到着後、改めて受診月中の月末までに掲示してください。なお、医療機関の都合で、掲示しても健保負担分を含め全額支払いされた場合は、領収書を保管していただき健康保険組合までご連絡ください。

滋賀県農協健康保険組合

〒520-0807 滋賀県大津市松本 1-2-20

滋賀県農業教育情報センター3F

TEL: 077-523-3906 FAX: 077-523-3671